

適切な価格協議について

当社は、2023年11月29日に公正取引委員会から発令された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、従来以上にお取引先様と弊社双方での価格協議が必要と認識しております。

つきましては、サプライチェーン全体での付加価値の向上、共存共栄関係の維持に向けて、下記のとおり弊社取り組んで参ります。

記

1. 適切な価格協議について

取引価格設定・改訂の際には、お取引先様と協議を実施いたします。

2. 価格決定について

取引価格設定・改訂については、双方の合意をもって決定しますので、その内容が反映された見積書等のご提出をお願い申し上げます。

以上